

地方公共団体で取り組んでいる 先進的な「学校における働き方改革」に関する事例を紹介！

〈「平成29年度文部科学白書（概要）」～文部科学省～〉

平成30年7月13日、文部科学省は、「平成29年度文部科学白書（概要）」を公表した。本白書は、教育、科学技術・学術、スポーツ、文化芸術にわたる文部科学省全体の施策を広く国民に紹介することを目的として、毎年刊行されている。

平成29年度 文部科学白書（概要）について（全日教連要約・抜粋）

〈特集1 社会的・経済的価値をはぐくむ文化施策の展開〉

新・文化芸術基本法の成立や新・文化庁の構築に向けた機能強化と京都移転に向けた取組、文化財保護制度の改革、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた文化プログラム等の取組等について紹介し、新たな文化行政の姿を発信する

「新・文化芸術基本法の成立と文化芸術推進基本計画（第1期）の策定」

- 新・文化芸術基本法の成立（平成29年6月成立）
→ 観光・まちづくり・国際交流・福祉・教育・産業等文化芸術に関連する分野の施策を新たに法律の範囲として規定



文化芸術推進基本計画（第1期）（平成30年3月6日閣議決定）

- ・ 文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定
- ・ 今後の文化芸術施策の目指すべき姿や5年間の施策の基本的な方向性等を明記

「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた文化プログラム」

- 2020年以降へのレガシー創出のため、文化庁主催による文化プログラム等の充実を図る
(例) ニッポンたからものプロジェクト、東京数寄フェス 等

〈特集2 学校における働き方改革〉

学校における働き方改革について、教員勤務実態調査の速報値の結果等を示しつつ、中央教育審議会の検討状況やそれを踏まえた文部科学省の取組や、先進的な地方公共団体で取り組んでいる「学校における働き方改革」に関する事例を紹介し、各地方公共団体の意識改革を促し、その取組をさらに加速化させる

「教師の勤務の実態と『学校における働き方改革』」

- 「学校における働き方改革」のための文部科学省の取組
→ ・ 「学校における働き方改革に関する緊急対策」（平成29年12月）取りまとめ
【内容】
 - ① 業務の役割分担・適正化を着実に実行するための方策
 - ② 学校が作成する計画等・組織運営に関する見直し
 - ③ 勤務時間に関する意識改革と時限外勤務の抑制のための必要な措置
 - ④ 必要な環境整備
- ・ 上記緊急対策を各教育委員会等に周知し、学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底を要請（平成30年2月）

「各地方公共団体で取り組む『学校における働き方改革』」

- 先進的な地方公共団体での取組を紹介
(学校における業務改善の取組推進)
 - 働き方改革プランの策定（岡山県）
 - ※ 最終退校時刻の設定、夏季休業中の学校閉庁日の設定、部活動休養日の設定
 - ※ 実践研究事業モデル校の取組の全県への普及
- (勤務時間管理)
 - 校務支援システムに服務管理機能を追加（北九州市）
 - ※ 所属教職員一人一人の業務の状況の把握
 - ※ 業務改善の取組の推進、効果検証への活用

〈学校事務の機能強化による業務改善〉

- 学校事務の機能強化（新潟県五泉市）
※ 事務職員のより積極的な学校運営への参画

〈教師の事務負担の軽減（スクール・サポート・スタッフの参画）〉

- 小学校学級事務支援員の配置（千葉県）
※ 配置を受けた学校の学級担任の7割が事務量の減少を報告

〈部活動における負担軽減〉

- 静岡市立中学校部活動ガイドラインの作成・公表（静岡県静岡市）
※ 平日の活動日を3日、週休日の活動日を土日のいずれかにする等、活動日の明確化
※ ライセンスを付与した外部顧問を配置したモデル校では、部活動の質が向上し、部活動指導時間が減少
- 中学生期のスポーツ・文化活動を学校管理下における部活動と保護者設置のジュニアクラブの二体制で実施（岐阜県多治見市）
※ 練習環境の整備、子供たちのニーズに応えたクラブの設置、保護者の理解の深化

福岡県（北九州市）、千葉県、岐阜県には、それぞれ福岡教育連盟、千葉県教職員連盟、岐阜県学校職員組合という全日教連加盟団体が存在する。学校における働き方改革の詳細を知りたい場合には、全日教連事務局まで問い合わせしてほしい。

「今後に向けて」

- 文部科学省は今後、緊急対策に盛り込まれた取組の推進、好事例の全国への発信・普及、各教育委員会の取組状況のフォローアップを実施
- 学校の組織運営体制や時間外勤務抑制に向けた制度的措置の在り方について、中央教育審議会で引き続き議論

〈教育再生の着実な推進〉

教育改革を着実に実現していくために現在進められている様々な取組について紹介

「新学習指導要領について」

- 新高等学校学習指導要領を公示（平成30年3月）
→ 改訂の主要な理念
 - ① 知・徳・体にわたる「生きる力」を子供たちに育むため、全ての教科等を「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間力等」という三つの柱で再整理
 - ② 主体的・対話的で深い学び（いわゆる「アクティブ・ラーニング」）の視点からの授業改善
 - ③ カリキュラム・マネジメントの確立

「高大接続改革の動向」

- 高等学校教育改革
→ 高校生のための学びの基礎診断、指導要録の改善等による多面的な評価の充実
- 大学教育改革
→ 以下の3つの方針の策定及び、公表を制度化（平成29年4月）
 - ① 卒業認定・学位授与の方針「学生が身に付けるべき資質・能力の明確化」
 - ② 教育課程の編成・実施の方針「体系的で組織的な教育活動の展開のための教育課程編成、教育内容・方法、学修成果の評価方法の明確化」
 - ③ 入学者受け入れの方針「入学者に求める学力の明確化、具体的な入学者選抜方法の明示」

「教育振興基本計画（第3期）に基づく教育施策の推進」

- 「人生100年時代」「超スマート社会（Society5.0）」の到来に向け、教育を通じて生涯にわたる一人一人の「可能性」や「チャンス」を最大化することを教育施策の中心に据えること等について提言

「教育施策をめぐる動き」

- 中央教育審議会での議論の紹介
- 教育再生実行会議における議論の紹介

「教育施策の総合的推進のための調査研究」

- PISA2015年調査の「協働問題解決能力」の結果を公表（平成29年12月） 等

本白書（概要）のPDFにつきましては、右のQRコード又は、下のURLからアクセスできます。

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/30/07/_icsFiles/afieldfile/2018/07/13/1406888_01_1.pdf



本文部科学白書には、「社会的・経済的価値をはぐくむ文化施策」や「学校における働き方改革」、「教育再生」等の観点から、国や地方公共団体が推進する施策が紹介されている。

文化芸術基本法の改正により、文化芸術施策の重要性が法律に規定された。文化芸術推進基本計画の策定により、その施策の方向性が示された。これに関連し、文部科学省設置法の一部が改正（平成30年10月1日施行）され、小学校の「音楽」「図画工作」、中学校の「音楽」「美術」、高等学校の「芸術（音楽・美術・工芸・書道）」等に関する基準の設定に関する事務が、文化庁に移管される。

全日教連は、今後の動向を注視し、必要に応じて文化庁への要望活動も視野に入れながら給与法制局会議等を運営していく。また、学校における働き方改革については、全日教連全国アンケートを各単位団体に発送した。是非現場の実態を教えてください。なお、教育振興基本計画（第3期）については、中央情勢報告No.10、11を御覧いただきたい。